#### アンケート調査ご協力のお願い

「女性の貧困」が社会問題として注目されるなか、大阪府女性相談センターや市町村におけるDV相談件数が増加する一方で、女性相談センター等での一時保護、婦人保護施設・母子生活支援施設での入所件数が減少傾向となっています。この背景には、保護を必要としている女性が適切な支援につながっていない、ニーズと支援との間にミスマッチが生じているなど可能性が考えられます。本アンケート調査は、女性の保護支援の実態を把握するとともに、保護を必要とする女性のセイフティネットの再構築に向けて、より良い支援体制を検討するために実施するものです。なお、本調査は、大阪府立大学・山中京子研究室において分析の委託実施を予定しています。また、分析結果については、個人情報を除き、公表する予定です。

#### 【アンケート調査項目について】

このアンケートは、各市区町村の相談窓口における支援内容の検討・実施、施設入所関係事務等において 日ごろ対応されていることや感じておられることについてお答えいただくとともに、各市区町村での施設 入所にかかる予算・決算額や施設入所基準などについて、記載いただきたいと考えております。アンケー トは主に以下の4つの項目で構成されています。

- 1 相談内容等について (相談件数及び内容、主訴に対する検討した支援内容の把握、関係機関との連携状況)
- 2 施設入所における課題について(入所に至らなかった理由)
- 3 施設入所にかかる予算・決算額及び施設入所の判断基準等について

#### このアンケートは「女性相談」に限定した調査です。 男性の相談は含みませんので、ご注意ください。

# 女性相談窓口における女性相談について

#### 1. 相談内容について

(1)平成28年度の女性相談の相談窓口における、女性からの相談件数を記入してください。

なお、内訳については、可能な範囲でご記載ください。内訳が不明な場合であっても、右端の合計欄は必ずご記載ください。

※DVとは、配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを 含む。以下同じ。)からの暴力及び生活の本拠を共にする交際をする関係(いわゆる同棲関係) にある相手からの暴力。

女性の相談件数	単身(女性) (現在一人で暮ら している方)	母子世帯・ 母子世帯と思わ れる方※	配偶者と同居 (内縁を含む)	左記以外	合計
平成 <b>28</b> 年度 (D V相談)					
平成 <b>28</b> 年度 (DV相談以外)					
合 計					(ア)

※母子世帯・母子世帯と思われる方:母と18歳未満の子どものみの世帯

#### (上)上記質問の(ア)女性相談の内容(主訴)の内訳件数を記入してください。

なお、内訳については、可能な範囲でご記載ください。

内訳が不明な場合であっても、右端の合計欄は必ずご記載ください。

主 訴	単身(女性) (現在一人で暮 らしている方)	母子世帯・ 母子世帯と思 われる方	配偶者と同居	左記以外	合計
① 経済的困窮					
② 住まい不安定 (居所なし・家賃滞納等)					
③ <b>DV</b> (本人が被害者)					
④ その他暴力 (本人が被害者)					
⑤ その他保護が必要 (障がい等)					
⑥上記以外					
合 計 (質問1の <u>アとイが一致</u> )					(1)

※ D V とは、配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。 以下同じ。)からの暴力及び生活の本拠を共にする交際をする関係(いわゆる同棲関係)にある相手 からの暴力。「④その他暴力」は③ D V 以外(親から本人・子から本人等)の暴力など。 (3) 相談にこられた女性の支援に対して、主訴別にどういった支援を検討したのか、以下表の各支援内容ごとに、「1よくある~4全くない」の4段階で当てはまる数字に○をつけてください。 (検討したものは全て○を付けてください。)また、庁内引継ぎ(女性相談窓口、母子相談窓口、その他の窓口)に引き継ぐケースについて具体的に記入してください。

(1 よくある 2 ときどきある 3 ほとんどない 4 全くない)

検記	相談主訴 対した支援内容	経済的困窮	住まい不安定 (居 所なし・家賃滞納等)	DV(本人が被 害者)	暴力(本人 が被害者)	その他保護が必要 (障がい等)
	反府女性相談 C に一時 隻依頼	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
	生活困窮事業による 一時保護	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
緊急	ホームレス対策等によ る一時保護	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
一時保護	D V 等による緊急一 時保護	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
護	その他の緊急一時保護 ()	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1234	1 2 3 4
١.	生活保護窓口	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
庁内	母子相談窓口	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
内引継	その他の窓口 ( )	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
.助	民間シェルター契約	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
言	知人·親類宅等	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
他机	幾関紹介 )	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
7	( )	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4
の他	( )	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4

※その他()は、行った支援を具体的に記載ください。

■庁内引継ぎ(①生活保護窓口、②母子相談窓口、③その他の窓口)に引き継ぐ具体的な理由

生活保護窓口		
母子相談窓口		
その他の窓口		

## (4) 貴窓口で相談を受けた女性の保護や支援を行うにあたり、連携している関係機関について、 主訴ごとにあてはまるものすべてに○を記載してください。

#### <経済的困窮>

19 保健所

20 医療機関

22 民間シェルター 23 ビジネスホテル

24 保護施設(更生施設、救護施設、宿所提供施設等) 25 社会福祉協議会 

 26 NPO·NGO
 27 入国管理局
 28 IOM(国際移住機関)

29 その他(具体名を記入してください:

1 大阪府警察本部2 警察署3 地方裁判所、家庭裁判所4 法テラス、弁護士5 女性相談センター6 女性相談センター一時保護委託先7 婦人保護施設8 母子生活支援施設9 児童相談所10 都道府県のD Vセンター11 障がい者更生相談所12 庁内(障がい担当)13 庁内(人権・男女課)14 庁内(児童担当課)15 庁内(D Vセンター)

16 婦人相談員(女性相談員)17 障がい者相談支援事業所 18 精神保健福祉センター

21 地域包括支援センター

## <住まい不安定(居所なし・家賃滞納等)>

 10 都道府県のD V センター
 11 障がい者更生相談所
 12 庁内(障がい担当)

 13 庁内(人権・男女課)
 14 庁内(児童担当課)
 15 庁内(D V センター)

16 婦人相談員(女性相談員)17 障がい者相談支援事業所 18 精神保健福祉センター

19 保健所20 医療機関22 民間シェルター23 ビジネスホテル

24 保護施設(更生施設、救護施設、宿所提供施設等) 25 社会福祉協議会

26 NPO·NGO 27 入国管理局

**29** その他(具体名を記入してください:

 1 大阪府警察本部
 2 警察署
 3 地方裁判所、家庭裁判所

 4 法テラス、弁護士
 5 女性相談センター
 6 女性相談センター一時保護委託先

 7 婦人保護施設
 8 母子生活支援施設
 9 児童相談所

21 地域包括支援センター

28 IOM(国際移住機関)

)

# < DV (本人が被害者) >

1 大阪府警察本部2 警察署3 地方裁判所、家庭裁判所4 法テラス、弁護士5 女性相談センター6 女性相談センターー時保護委託先7 婦人保護施設8 母子生活支援施設9 児童相談所10 都道府県のDVセンター11 障がい者更生相談所12 庁内(障がい担当)13 庁内(人権・男女課)14 庁内(児童担当課)15 庁内(DVセンター)

16 婦人相談員(女性相談員)17 障がい者相談支援事業所 18 精神保健福祉センター

19 保健所20 医療機関22 民間シェルター23 ビジネスホテル

 24 保護施設(更生施設、救護施設、宿所提供施設等)
 25 社会福祉協議会

 26 NPO·NGO
 27 入国管理局
 28 IOM(国際移住

21 地域包括支援センター

28 IOM (国際移住機関)

**29** その他(具体名を記入してください:

)

## <暴力(本人が被害者)>

2 警察署 1 大阪府警察本部 3 地方裁判所、家庭裁判所 4 法テラス、弁護士 5 女性相談センター 6 女性相談センター一時保護委託先 7 婦人保護施設 8 母子生活支援施設 9 児童相談所 **10** 都道府県のD V センター **11** 障がい者更生相談所 12 庁内 (障がい担当) 13 庁内(人権·男女課) 14 庁内(児童担当課) 15 庁内(D V センター) 16 婦人相談員(女性相談員) 17 障がい者相談支援事業所 18 精神保健福祉センター 19 保健所 20 医療機関 21 地域包括支援センター 22 民間シェルター 23 ビジネスホテル 24 保護施設(更生施設、救護施設、宿所提供施設等) 25 社会福祉協議会 26 NPO·NGO 27 入国管理局 **28 IOM** (国際移住機関) 29 その他(具体名を記入してください: )

## <その他保護が必要(障がい等)>

1 大阪府警察本部 3 地方裁判所、家庭裁判所 2 警察署 4 法テラス、弁護士 5 女性相談センター 6 女性相談センター一時保護委託先 7 婦人保護施設 8 母子生活支援施設 9 児童相談所 10 都道府県のD V センター 11 障がい者更生相談所 12 庁内(障がい担当) 13 庁内(人権·男女課) 14 庁内(児童担当課) 15 庁内(D V センター) 16 婦人相談員(女性相談員) 17 障がい者相談支援事業所 18 精神保健福祉センター 19 保健所 20 医療機関 21 地域包括支援センター 22 民間シェルター 23 ビジネスホテル 24 保護施設(更生施設、救護施設、宿所提供施設等) 25 社会福祉協議会 26 NPO·NGO 27 入国管理局 28 IOM (国際移住機関) 29 その他(具体名を記入してください:

## 2. 女性相談センターにおける一時保護について

(1) 平成28年度において、女性相談センターへの一時保護依頼を検討した件数と、実際に一時保護に至った件数を記入してください。

女性相談センターにおける一時保護依頼を検討した件数 (ウ)	
女性相談センターにおける一時保護を <b>依頼した件数</b> (エ)	
女性相談センターにおける一時保護が <b>実施された件数</b> (オ)	
検討したが、一時保護に至らなかった件数(ウ)―(オ)	(カ)

(2) 前質問の回答欄(カ)について、女性相談センターにおける一時保護を検討したが、一時保護に至らなかった理由について、以下の表各項目ごとに「1よくある~3ほとんどない」の3段階で当てはまる数字に〇をつけてください。また、入所に至らなかったことについて、課題と感じることがあれば、自由記述してください。

(1 よくある 2 ときどきある 3 ほとんどない)

#### <入所に至らなかった理由>

検討した施設種別	施設が受け入れ困難	本人が入所を希望しない	その他
女性相談センターにおけ る一時保護	1 2 3	1 2 3	1 2 3

<上記の各理由ごとに、さらに詳しい理由>

#### ■施設が受入れ困難(支援体制とのミスマッチ)

検討した施設種別	対象施設満 床	介護(生活援 助)が必要	医療的ケア (経管栄養 等)が必要	医療支援 (服薬管理 等)が必要	妊 婦
女性相談センターにおける 一時保護	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3

検討した施設種別	外国人	集団生活への 適応が困難	母子同じ施設へ の入所が困難	その他 <b>( )</b>	その他 <b>( )</b>
女性相談センターにおける 一時保護	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3

<sup>※</sup>その他( )は、入所支援につながらなかった理由を具体的に記載ください。

#### ■本人が入所を希望しない

検討した施設種別	家族	と離くない		仕事	事を続 い	けた		帯電詞用した		_	小同 不可		子ど (転校	もの	
女性相談センターにおける 一時保護	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3

検討した施設種別	集団生活を 受け入れられず	個室ではないため	本人の意思決定 が困難(判断が できない状態)	その他 ( )
女性相談センターにおける 一時保護	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3

<sup>※</sup>その他( )は、入所支援につながらなかった理由を具体的に記載ください。

#### ■その他

	検討途中で別の適	検討途中で別の生活	舌場所が見つかった	その他
検討した施設種別	当な支援策が見つ かった	他施設で保護・入所	知人·親類宅等	( )
女性相談センターにおける 一時保護	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3

※その他( )は、入所支援につながらなかった理由を具体的に記載ください。

貴白治休に		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	かかる予算・決算額及	が竪争一時保
の判断基準等( (1)平成 28 年 (女性・男性、	こついて   度の緊急一時   入所時期にか	特保護等の実績等 かかわらず平成 28	、	Nてご回答ください。 さい。)
			緊急一時保護事業	
	契約施設数		箇所	
	平成 28 年度	予算額	千円	
	算出根拠	延べ世帯数	世帯	
	7111212	延べ日数	H	
	平成 28 年度	決算額	千円	
	実績	延べ世帯数	世帯	
		延べ日数	日	
2) 施設における			準などがあれば記入してく	<b>ばださい。</b>

(3) 緊急一時保護施設を退所した後の女性に対する支援について、困難な課題があれば、具 体的に記入してください。	
・婦人保護事業全般について (婦人保護事業については次頁をご覧ください。) 大阪府における婦人保護事業 (大阪府女性相談センター、婦人相談員、大阪府立女性自立支	
援センター)との連携に	おいて課題と思われることがあれば記入してください。
■この調査の窓口担当者の方の情報をご記入ください。	
市区町村名・所属名	
ご担当者お名前	
電話番号	
メールアドレス	

# 婦人保護事業の概要

※厚生労働省資料を参考に、大阪府は

# 被 害 女 性

婦人相談員

府内36人

女性相談センター 12名

子ども家庭センター 6名

婦人相談所や

福祉事務所に

DV等に係る相

談·情報提供

等を行う。

配置。

#### 【支援対象】

- DV被害女性
- ・ストーカー被 害女性
- 人身取引被 害女性 等

### 婦人相談所 府内1ヶ所 大阪府女性相談センター

- DV等に係る相談・カウンセリング・情報提供 を行う。
- 婦人相談所は配偶者暴力相談支援センター としても位置づけられている。 配偶者暴力相談支援センターは、婦人相談 所も含め、府内 12 カ所設置)

## 一時保護所 府内 1ヶ所

- ・DV被害等女性、同伴児童に係る短期間の 一時保護を行う
- 保護の期間は概ね2週間程度。
- 適切な保護が見込まれる場合、民間シェル ター、老人福祉施設、障がい者支援施設等へ 一時保護委託。
- 中長期的な支援が必要な場合、婦人保護施 設への入所措置決定を行う。

# 福祉事務所(もしくは市町村)

生活保護、母子生活支援施設入所 保育所入所、子育て短期支援事業 母子家庭等日常生活支援事業、 児童扶養手当の支給 等

## 婦人保護施 府内1ケ所

大阪府立女性自立支援

- DV被害女性等 る生活支援・心 ケア・自立支援
- ・支援期間は中長 で、概ね 1ヶ月」

民間シェルタ (一時保護委 ・保護の期間は 2週間程度

#### 母子生活支援抗

生活支援 子育て支援 心理的ケア 自立支援

母子家庭等就業・自立支援センター 職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の ハローワーク・マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービス 児童相談所 心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センター